

○防衛省告示第百六十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和八年六月十九日次のとおり決定された。

令和八年六月二十三日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
五一二七	鹿屋飛行場	鹿屋市	国有	土地…約五七二、〇〇〇平方メートル 建物…約九、四〇〇平方メートル 工作物…水道等	

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十二日から同年十月十五日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

海上自衛隊鹿屋航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。